

財務省告示第十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十二月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年一月九日
 財務大臣臨時代理
 國務大臣 金子 一義

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第三十三 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け
五	発行額	額面金額で二千二百億円
六	払込金額	千九百九十九億七千九百七十 八
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行日	平成十五年十二月二十五日
十	発行価格	額面金額百円につき九十九円八 角九銭
十一	利率	年〇・六パーセント

十二

の経過
払込み

日本郵政公社総裁は、払込金額に
加え、次の算式により算出し、
た金額を第十八号に規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times 5}{100 \times 365}$$

十三

初期
利子

平成十六年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期
以後の
利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払いの期とし、各支払期に
おいて、その日以前六月間に属す
る利子を払う。

十五

償還
金額

平成二十年十二月二十日
額面金額百円につき百円

十八

払込
期日

平成十五年十二月二十五日